

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

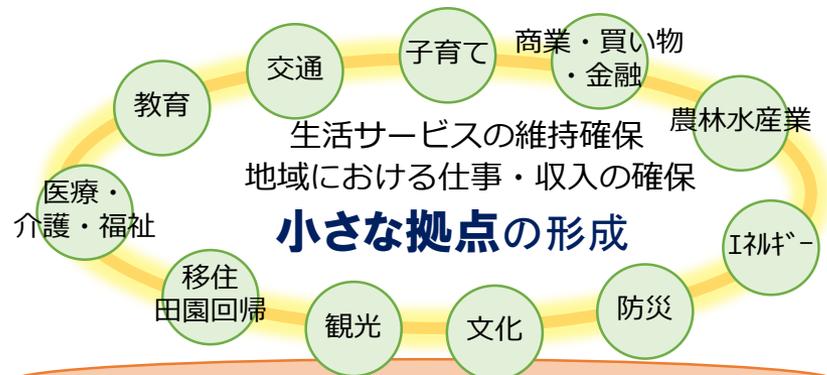
平成30年6月1日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

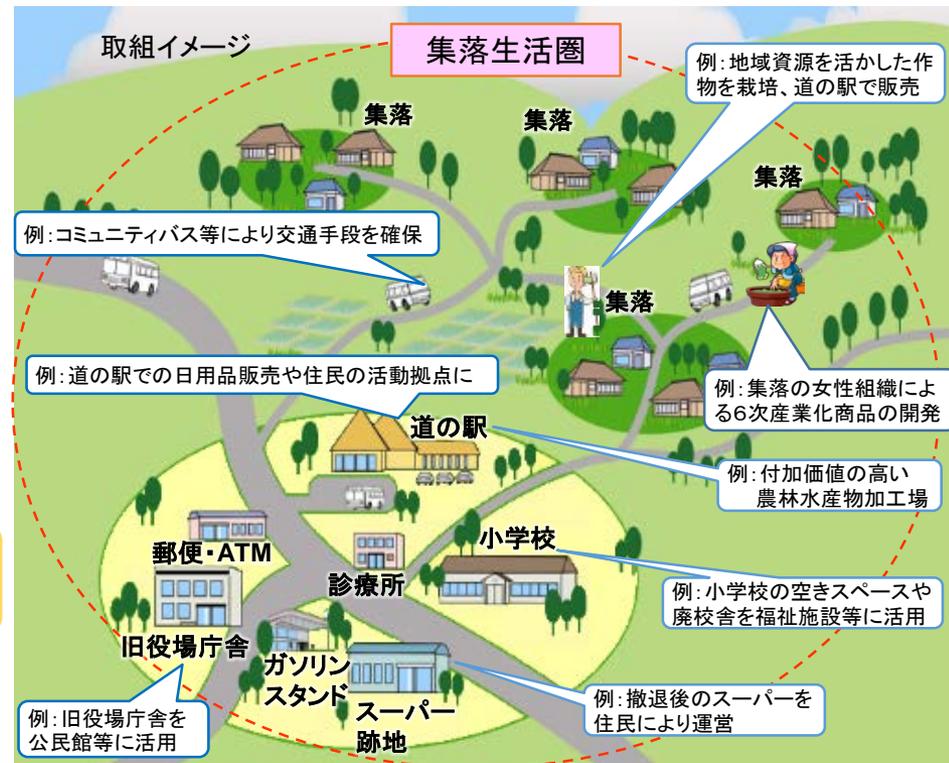
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(**地域運営組織**)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2017年5月:908箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2017年10月:4,177団体)形成する。



住民主体の地域課題の解決に向けた地域運営組織の形成

人材の育成・確保、資金の確保、事業実施ノウハウの取得、法人化の促進等

優良事例の横展開、人材・情報交流のためのプラットフォームづくり



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

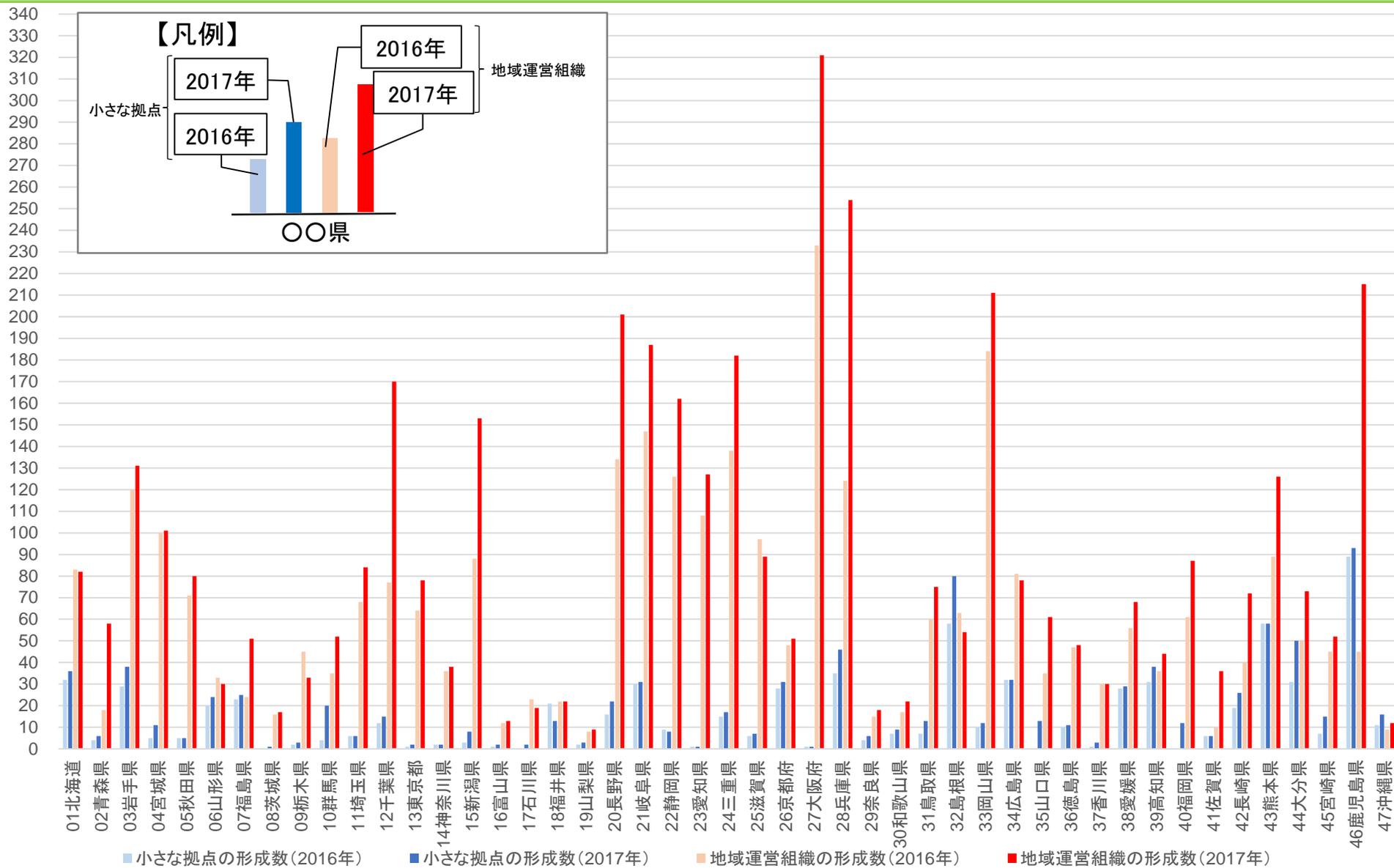
また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、集落生活圏内外との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進するとともに、地域に「ひと」を呼び込むため、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の地方へ移住しようとする「田園回帰」の促進や農協や商工会等の地域内外の多様な組織との連携を推進する。

【主な重要業績評価指標】

- 「小さな拠点」（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：5,000団体を目指す

都道府県別 小さな拠点・地域運営組織の形成数



出典：平成29年度 小さな拠点の形成に関する実態調査（平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局）、平成28年度 小さな拠点の形成に関する実態調査（平成28年12月 内閣府地方創生推進事務局）、地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書（平成30年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）、暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書（平成29年3月 総務省地域力創造グループ地域振興室）を基に内閣官房作成

標準的な小さな拠点のイメージ（例）

小さな拠点については、各地域の現状に応じて様々な取組がなされているが、実態調査の回答を基に作成した標準的なイメージ図



※平成29年度小さな拠点の形成に関する実態調査(平成29年8月 内閣府地方創生推進事務局)で回答された小さな拠点908箇所において、各調査項目(対象範囲、主な施設等)の過半を占めた回答を基に作成

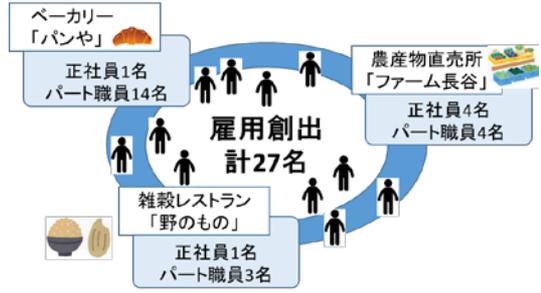
小さな拠点・地域運営組織の形成による効果例

① 雇用創出・所得向上

(地域産品を活用した小売販売や農家レストランの運営により、地域の稼ぐ力が向上)

長野県伊那市非持地区の例

- ベーカリーや農産物直売所、レストランが整備された拠点を運営
- ベーカリーで15名、農産物直売所で8名、レストランで4名の計27名の地域住民を雇用



② 生活利便性の維持・向上

(食料品店やガソリンスタンド等、日常生活に不可欠な施設を維持)

高知県四万十市大宮地区(株式会社大宮産業)の例

- 地区内の食料品店とガソリンスタンドが併設されたJA出張所が廃止となったことから、住民が出資して株式会社を設立。施設を引き継ぎ、運営
- 片道15~20km(30分~40分)離れた市街地まで移動する時間を短縮し生活利便性を維持するとともに、地区からの人口流出を抑制

ガソリンスタンド・食料品店の確保



人口流出を抑制
離農を抑制

片道15~20km短縮
片道30~40分短縮

③ 移住促進

(移住者の受け入れ・あっせんを行い、移住者が増加)

京都府綾部市豊里地区(NPO法人里山ねっと・あやべ)の例

- 里山体験や農業体験を通じて地域の魅力を発信。交流人口を増やし、地域のファンを確保
- NPO法人のある豊里地区では、平成20年度から平成27年度の間に54人が移住

【綾部市全体と豊里地区への移住者数】

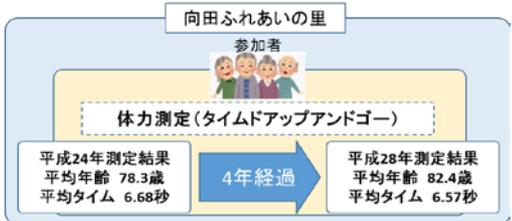


④ 高齢者の体力維持(医療費削減)

(体力測定や体操教室を実施し、高齢者の体力が維持・向上)

栃木県那須烏山市向田地区(向田ふれあいの里)の例

- 廃校となった小学校を拠点に、高齢者向けの体操教室や交流サロン、体力測定を実施
- 同一参加者10名の平成24年と平成28年の体力測定結果を比較すると、平均年齢が上昇したにもかかわらず、数値が向上



⑤ 行政コストの削減

(行政の窓口業務を受託し、支所機能の維持と行政コストの削減)

兵庫県神河町長谷地区(株式会社長谷)の例

- JAの売店、ガソリンスタンドの撤退を機に、長谷地区の全世帯が出資して株式会社を設立。JAから施設を引き継ぎ、食料品店やガソリンスタンドを運営
- 神河町から住民票発行等の窓口業務を受託し、年間390万円程度の行政コスト削減に寄与



小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、
・小さな拠点を1,000箇所(2017年度 908箇所)
・地域運営組織を5,000団体(2017年度 4,177団体) の形成を目指す

①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H30年度予算)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.2億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(100.7億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(H30年度500億円)

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた地域再生計画を作成・認定



株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出
持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
 - ・地元農産物の開発販売
 - ・道の駅等の運営
 - ・農家レストラン、農家民泊の運営 等
- ② 生活サービス等の提供
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等
 - ・日用品の販売
 - ・ガソリンスタンドの運営
 - ・コミュニティバスの運行 等

2年間の延長+30年度から大きく制度が拡充！！
○新しく会社を設立する際（設立時出資）も対象に！
（従前は、既存会社の増資のみ対象）
○手続きの大幅な合理化・簡素化



寄附金控除を適用
(出資額分(*)を総所得金額から控除)
※ 出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

出資額に応じて
所得税が減額

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農振農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

地域内外からの出資を原資に、
人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展

小さな拠点税制の活用ポイント

①対象地域

中山間地域等の集落生活圏(都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって農振農用地を含むエリア)

- いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

②対象事業（小さな拠点形成事業）

対象地域を対象とした①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

- ①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。
- 例えば、①雇用を創出する事業：地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
②生活サービスを提供する事業：スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

③対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

- 設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。
- **平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります**(従前は、増資のみ対象)。
- 株主(出資者)として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粹民間企業でも対象になります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

④手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認(30年度から、手続きが簡略・合理化)

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村） ～道の駅を核とした小さな拠点～

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。

小さな拠点税制の活用



株式会社豊かな丘
※平成29年12月設立



村、個人出資者（豊丘村民等）

コミュニティビジネス
(地域の雇用創出、生活サービスの提供)

小さな拠点（道の駅）の管理運営を株式会社が実施

- 公共施設の維持管理運営等の受託
- スーパー誘致、農畜産物、林産物、加工品等の地域特産物の販売
- 農家レストランの運営
- 観光土産品の企画、製造及び販売
- イベント、各種体験講座等の企画及び運営

地域再生計画の概要

平成29年2月
地域再生計画認定

- **地域再生計画の名称**
道の駅を核とした小さな拠点整備計画
- **活用した支援措置**
 - ① **小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）**
株式会社が小さな拠点（道の駅）の管理運営を行う。
 - ② **地方創生拠点整備交付金**
道の駅施設のうち、コミュニティスペースや日用食料品販売店舗、行政情報コーナー等の建設等。
- **主な数値目標（KPI）**
 - 商業施設売上額：
0円（H28）→659,400千円（H32）
 - 直売所において年間50万円以上の売上有る農業従事者数：
0人（H28）→192人（H32）
 - 村営バス年間利用者数の割合：
87.6%（H28）→90.0%（H32）

周辺図



スケジュール
H29.12会社設立、H30.3増資（税制適用）、H30.4道の駅オープン

期待される効果

- **新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上**
- **村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上**
- **緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出**

小さな拠点・地域運営組織プラットフォームづくり

H30年度予定

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

H31年度～

全国プラットフォーム

小さな拠点情報サイトによる情報発信

- 国の支援制度・手引き等の紹介、各地の優良事例の紹介、取組箇所の見える化(リスト化と取組内容紹介)等

事例等の掲載

全国調査
実態把握
見える化等

全国の見える化、先進事例・優良事例の収集・横展開

- 5月: 小さな拠点箇所数調査
⇒ 実施個所の公表
⇒ 各地区の取組概要の募集・HP掲載

「小さな拠点」づくりの手引き(H27年度)
地域運営組織の法人化ガイドブック(H29年度)

普及啓発・
能力向上

現場での普及啓発・能力向上

- 6/1: 都道府県担当者向け説明会
- 秋頃: 全国フォーラム(東京)

全国キャラバン(都道府県説明会)の実施

- 都道府県ごとに、都道府県との意見交換、都道府県・市町村職員向けの施策説明会等を実施し、主に自治体職員への知識普及、意識啓発と、各地方の取組状況の把握を行う。

行政職員・中間支援者の
能力向上を通じ、各地
域の取組支援体制の構
築を目指す

ブロック別研修会

- ブロックごとに、テーマを分けて年2回程度開催。
- 自治体職員、中間支援組織関係者(大学等含む)、RMO関係者を対象とし、ワークショップ形式で、知識普及・能力向上を図るとともに、関係者同士の学び合い、横つなぎ、事例の共有を図る。

中間支援者の能力向上・ネットワーク化

- 各地域での小さな拠点や地域運営組織の立ち上げ、運営にあたって、地域へのアドバイス等を行う中間支援者(NPO等中間支援組織や地域組織の職員、地方大学教員等)の能力向上・育成

地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしよう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・地域住民による活動ステップ
 - ・地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



内閣官房・内閣府総合サイト「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」→地域再生→小さな拠点関連→小さな拠点の形成
<http://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



開催状況

【平成28年度】

- ✓ 11月22日 福岡県
- ✓ 1月19日 秋田県
- ✓ 1月26日 大分県

【平成29年度】

- ✓ 2月2日 徳島県
- ✓ 2月6日 香川県
- ✓ 2月13日 京都府
- ✓ 4月14日 福井県
- ✓ 9月11日 熊本県
- ✓ 9月25日 青森県

平成29年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで 12

小さな拠点情報サイトについて

概要

- **小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能**
- **小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能**
- **地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能**
- **FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能**

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。
 中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

- 1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について**
 小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
- 2. 国の取組**
 全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
- 3. 地域運営組織の法人化**
 地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
- 4. 事例集・手引集**
 全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
- 5. FAQ、リンク**
 小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

小さな拠点情報サイト（平成29年5月開設）



URL http://www.cao.go.jp/regional_management/

小さな拠点

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、**内閣府地方創生推進事務局**まで

地方創生カレッジによる小さな拠点人材の育成

- 地方創生カレッジにおいて、小さな拠点・地域運営組織に関する7講座を提供し、各地域で小さな拠点・地域運営組織の形成に取り組む人材の育成を図る。

小さな拠点・地域運営組織に関する提供講座（一例）

（いずれも専門編・地域コミュニティリーダー分野）

- ✓ **「小さな拠点とコミュニティ」** 講師：藤山 浩氏（島根県中山間地域研究センター研究統括監）
「小さな拠点」について、その必要性と現状、コミュニティ全体のあり方を考える中で具体的な形成・運営手法、今後の進化について学習。
- ✓ **「地域コミュニティの再生・構築」** 講師：玉村 雅敏氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）
動画によるケーススタディを活用しながら、「地域コミュニティの再生・構築」にあたって重視すべき発想や、必要となる知見等について学習。
- ✓ **「『やねだん』の行政に頼らないむらづくり」** 講師：椎川 忍氏（一般財団法人地域活性化センター理事長）、豊重 哲郎氏（柳谷自治公民館館長）
経済循環の創造や自主財源の確保による自主的・主体的な地域づくり、後継者となる人材や全国的なネットワークの構築ができる人材の育成について学習

地方創生カレッジの概要

受講資格なし

無料*

地方公共団体の職員、民間企業の社員、学生等、地方創生に関心のある人であれば、誰でも受講可

※ 入学金は無料。受講料は現時点では無料

（方向性）

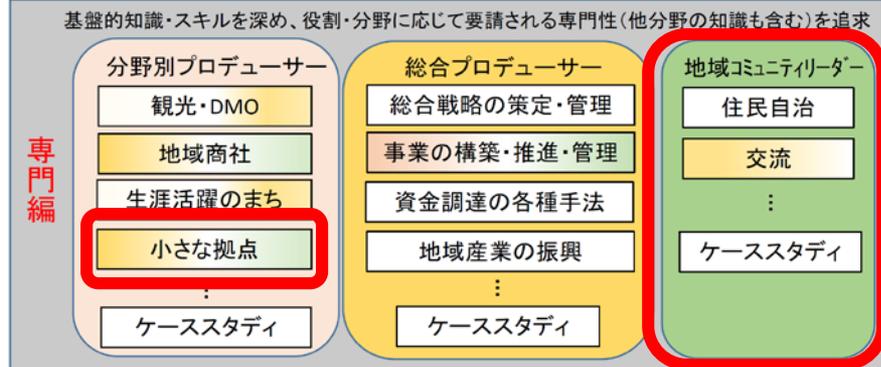
- ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場（プラットフォーム）を形成
- ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要な実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

（基本的な考え）

- 地方創生の深化に向けて、立場や機能に応じた実践的な内容を提供
- 受講者の担うべき役割・経験、直面したフェーズなどに応じた選択受講が可能
- eラーニングを中心に対面・実地での講義・交流機会の提供や各教育機関との連携にも対応

URL <https://chihousei-college.jp/>

【eラーニング分野】

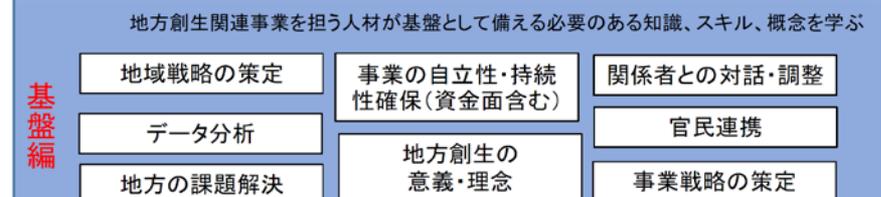


【対面・実地】

スクーリング/
ワークショップ

育成人材と地域の
交流・マッチン
グを図る

活動内容の情報
交換を図る



など

基盤編、専門編、対面・実地を組み合わせることで、コースを設定

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト (http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide) にて公開

主なコンテンツ

① よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうでしょうか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性が参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深掘り等により、より充実したガイドブックとなるよう、内容の改訂を予定

小さな拠点の実態調査の活用、取組の見える化

- 全国での小さな拠点の形成状況を把握するため、内閣府地方創生推進事務局において、「小さな拠点の形成に関する実態調査」を都道府県を通じて市町村に対して実施(第1回:H28.10~11、第2回:H29.5~6)
- 引き続き、全国での形成状況を把握するため、定期的に調査を実施予定
- 第3回調査を、6月4日付けで都道府県宛てに依頼(6月25日締切)
【ご協力をお願いいたします】
- 調査結果については、各地方公共団体への共有のほか、内閣府HP(小さな拠点情報サイト)で公開



- 全国の取組状況(まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI)のフォローアップ
【2020年までに全国で1,000か所形成(H29:908か所)】
- 全国の取組状況の見える化
小さな拠点の取組箇所のリスト化
→小さな拠点情報サイトでの公開を予定(公開希望の箇所のみ)
今後は、各地域の取組概要・PR等について、地域(市町村)から募集を行い、HPへの掲載も検討

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【30予算 1,000億円】	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組(政策間連携)、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 【29補正予算 600億円】	内閣府	「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【30予算 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【30予算 1.2億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【29補正予算 3.5億円】 【30予算 100.7億円】	農林水産省	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
<p>住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～(平成28年3月)</p> <p>行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き(平成29年10月)</p> <p>地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～(平成29年12月)</p>	<p>内閣官房 内閣府</p>	<p>地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf</p> <p>行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susu_mekata_all.pdf</p> <p>「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide</p>
<p>地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 研修用テキスト(平成29年3月)</p> <p>集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル(平成28年3月)</p>	<p>総務省</p>	<p>課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決方策について取りまとめた研修テキスト。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf</p> <p>住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf</p>
<p>「小さな拠点」づくりガイドブック(平成25年3月)</p> <p>実践編「小さな拠点」づくりガイドブック(平成27年3月)</p>	<p>国土交通省</p>	<p>「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック。(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。) http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf</p>
<p>活力ある農山漁村づくり検討会報告書(平成27年3月)</p>	<p>農林水産省</p>	<p>地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf</p>